

## 準学校法人等の特例について

### 1. 大臣所轄学校法人等に区分される知事所轄学校法人の特例適用について

#### (1) 前提

- 現行基準では、通常規模が小さい知事所轄法人に対して、事務簡素化のため、「知事所轄学校法人に関する特例」の措置が講じられている
- この特例により、知事所轄学校法人は計算書類の一部書類の作成省略や、一部会計処理の適用を除外することができることとされている
- 会計基準が改正私立学校法に位置づけられたとしても、当該趣旨が変わるものではない
- 一方で、改正私立学校法では知事所轄法人のうち、事業規模・区域の基準を満たした法人（以下、「大規模知事所轄学校法人」という）は「大臣所轄学校法人等」として、会計監査人の設置や計算書類等の公表義務等に関して、大臣所轄学校法人と同等の扱いとすることとされた

#### (2) 論点

- 大規模知事所轄法人について、「知事所轄学校法人に関する特例」の適用対象とするか

#### (3) 対応案

案1	改正私立学校法で大規模知事所轄学校法人が、大臣所轄法人と同等の取り扱いとなる観点から、現行の「知事所轄学校法人に関する特例」の適用対象としない
案2	所轄庁が知事所轄であることには変わりないという観点から、現行の「知事所轄学校法人に関する特例」の適用対象とする

### 2. 準学校法人の特例について

#### (1) 前提

- 改正私立学校法では準学校法人（専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人、改正私学法 152 条第 5 項）についても、新たに学校法人会計基準により計算書類等を作成することが規定された（改正私学法 152 条第 6 項）
- 現行制度において準学校法人は私学助成の対象外であるため、準学校法人に対して学校法人会計基準に準拠して計算書類を作成することを義務付けしていない
- 準学校法人は知事所轄学校法人に該当する

## (2) 論点

- 準学校法人について、知事所轄学校法人に該当するため、現行の「知事所轄法人に関する特例」と同様の特例を設けるかが論点となる

## (3) 対応案

案 1	現行の「知事所轄法人に関する特例」と同様の特例を設ける
案 2	現行の「知事所轄法人に関する特例」と同様の特例を設けない

## (参考)

## ○知事所轄学校法人に関する特例（概要）

特例の内容	高等学校を設置する 知事所轄法人	高等学校を設置しない 知事所轄法人	根拠条文
活動区分資金収支計算書の作成省略	可	可	学校法人会計基準 第 37 条
基本金明細表の作成省略	不可	可	学校法人会計基準 第 37 条
徴収不能引当金の計上省略	不可	可	学校法人会計基準 第 38 条
第 4 号基本金の全部 又は一部を組み入れ ない	不可	可	学校法人会計基準 第 39 条

## 第五章 知事所轄学校法人に関する特例

## (計算書類の作成に関する特例)

第三十七条 都道府県知事を所轄庁とする学校法人（以下「知事所轄学校法人」という。）は、第四条の規定にかかわらず、活動区分資金収支計算書又は基本金明細表（高等学校を設置するものにあつては、活動区分資金収支計算書に限る。）を作成しないことができる。

## (徴収不能引当ての特例)

第三十八条 知事所轄学校法人（高等学校を設置するものを除く。次条において同じ。）は、第二十八条の規定にかかわらず、徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れないことができる。

(基本金組入れに関する特例)

第三十九条 知事所轄学校法人は、第三十条第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げる金額に相当する金額の全部又は一部を基本金に組み入れないことができる。